

不動産購入に関する外国籍配偶者の同意書

外国籍配偶者をお持ちのタイ国籍者がタイで不動産を購入する際、購入する不動産は夫婦の共同財産ではなく、タイ国籍者の持有財産であることを外国籍配偶者が同意する必要があります。

手続きの流れ

1. 同意書 ([ダウンロード](#)) をご記入し、外国籍配偶者が[公証人役場](#)で署名認証及び公証人所属[法務局](#)で公証人押印証明を受けた後、[日本外務省](#)領事局証明班にて認証を受けてください。 (*1)
2. タイ王国 大阪総領事館にて認証を受けてください。

事前に当館まで下記の必要書類を郵送してください。

書類の確認が出来次第、当館からメール又は電話でお知らせ致します。

必要書類：

- (1) 申請書 ([ダウンロード](#))
- (2) 上記の手続きの流れ (1.) の認証済同意書
- (3) 日本人配偶者の場合：パスポートのコピー又は運転免許証のコピー
外国人（日本人以外）配偶者の場合：パスポートのコピー及び日本在留カードのコピー
- (4) タイ人配偶者のパスポートのコピー又はタイ国民身分証明書のコピー
- (5) タイ結婚証明書又はタイ家族状態登録簿 (KhorRor.22) のコピー

手数料

3,000 円/ヶ所

備考

- 当総領事館は審査に際して追加の書類の提出を求める場合があります。
- 書類コピーの場合、パスポートと同一の署名をしてください。
- 来館の際は必ず書類の原本を持参してください。

(*1) 東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、北海道、宮城県及び福岡県の公証人役場では、申請者からの要請があれば、公証人の認証、法務局の公証人押印証明及び外務省の公印確認を一度に取得できます。このワンストップサービスをご利用になると法務局や外務省に出向く必要はありません。

大阪公証役場 <https://www.koshonin.gr.jp/list/ohsaka#prefectures>

お問い合わせ先

〒541-0056 大阪府中央区久太郎町 1-9-16

バンコック銀行ビル 4 階

タイ王国大阪総領事館（領事部担当）

TEL:06-6262-9226,9227 （電話対応時間：午後 3 時 30 分～5 時 30 分）

FAX:06-6262-9228